

経営事項審査の審査基準の改正に伴う

令和3・4年度 工事の一般競争（指名競争）参加資格の再認定について

経営事項審査の審査基準が改正され、令和3年4月1日から施行されることに伴う、令和3・4年度を有効期間とする当機構の所掌する工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格の取扱いを以下のとおり定めたのでお知らせします。

令和3年5月6日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

1 再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を取得した者は、希望により当該総合評定値通知書に基づき令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格の再認定の申請を行うことができます。

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定又は決定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査を受けた者は、希望により当該改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格の再認定又は再決定の申請を行うことができます。

なお、経常建設共同企業体については、その構成員全てが改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。同様に事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りではありません。

2 再認定のスケジュール

令和3年5月6日から令和3年10月29日までの間、再認定の受け付けを行います。認定日（予定）は、適正な申請書を受理した月の翌々月です。

受付期間
令和3年5月6日～令和3年10月29日

3 再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式1-1及び様式1-2）
※様式1-1の余白に朱書きで「再認定申請」と記載すること。
- ② 改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の写し（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。）
- ③ 業態調書（その1）（様式3-1）
- ④ 共同企業体等調書（様式4-1～4-4）【経常建設共同企業体及び特別計算を希望する事業協同組合が申請をする場合】
- ⑤ 代理申請に係る委任状（様式5）【代理人が申請する場合】
- ⑥ 競争参加資格審査申請受理票

4 随時の資格審査の申請に係る留意事項

- ① 申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書は、経営事項審査の審査基準日が申請をする日の1年7月前の日以後のものうち最新のものであることに加えて、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。
- ② 随時申請を行う場合は、最新の総合評定値通知書であれば経営事項審査の基準の改正前又は改正後のどちらの審査基準による経営事項審査の総合評

定値通知書を使用することも可能です。

5 申請方法

申請方法は**文書郵送方式のみ**となり、下記に掲げる受付箇所にて受け付けます。なお、封筒の表に「**再認定申請**」と朱書きで記載し、簡易書留で郵送して下さい。

〒231 - 8315 神奈川県横浜市中区本町 6 - 50 - 1 (横浜アイランドタワー)
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 事業監理部 工事契約監理課
資格審査担当
TEL 045 - 222 - 9041

6 その他再認定の申請に関する留意事項

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき工種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、すでに受けている全ての認定資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき申請していただきます。

工事の入札手続きに参加をしている者で、すでに競争参加資格の確認又は指名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級、客観点数及び総合点数が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは、当該入札に参加する資格を失います。

7 申請書類の入手方法

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）等の各種様式は、当機構HP（<https://www.jrtt.go.jp>） 調達情報→競争参加資格 よりダウンロードして下さい。